

略称・定義一覧

法	生活保護法
保護基準	生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生労働省告示第158号）
生活扶助基準	保護基準のうち生活扶助に関する基準
第1類費	生活扶助基準（別表第1）の基準生活費（第1章）のうち、世帯を構成する個人ごとに算出される第1類の額
第2類費	生活扶助基準（別表第1）の基準生活費（第1章）のうち、世帯ごとに算出される第2類の額
社会保障生計調査	厚生労働省が、被保護者世帯の生活実態を明らかにすることによって、保護基準の改定等生活保護制度の企画運営のために必要な基礎資料を得ることを目的として、被保護者世帯の家計収支の状況、消費品目の種類、購入数量等について毎年実施している調査
家計調査	総務省が、国民生活における家計収支の実態を把握し、国の経済政策・社会政策の立案の基礎資料を提供することを目的として、毎年実施している調査
ウエイト	家計の消費支出額に占める個々の品目の支出額の構成比
第1・十分位	年間収入階級第1・十分位（収入の低い世帯から順番に並べ、世帯数が等しくなるよう10等分した場合における、収入の最も低い層）
第1・五分位	年間収入階級第1・五分位（収入の低い世帯から順番に並べ、世帯数が等しくなるよう5等分した場合における、収入の最も低い層）
生活扶助相当支出（額）	（生活保護を受給していない世帯における）生活扶助費による支出が想定されている品目への支出（額）
昭和58年意見具申	厚生省（当時）の審議会である中央社会福祉審議会が、昭和58年12月に発表した「生活扶助基準及び加算のあり方について（意見具申）」
専門委員会	厚生労働省の審議会である社会保障審議会（厚生労働省設置法7条1項に定める厚生労働大臣の諮問機関）が、平成15年7月、その福祉部会内に設置した生活保護制度の在り方に関する専門委員会
平成16年検証	平成16年の専門委員会における検証
平成16年報告書	平成16年12月に専門委員会が平成16年検証の結果を取りまとめた報告書
生活扶助基準検討会	生活扶助基準の見直しの分析・検討を行うため、平成19年に厚生労働省社会・援護局に置かれた学識経験者等による検討会
平成19年検証	生活扶助基準検討会における検証

平成19年報告書	平成19年検証の結果をまとめた平成19年11月の「生活扶助基準検討会報告書」
基準部会	保護基準の検証等を行う機関として社会保障審議会の下に設置された学識経験者による部会
平成25年検証	基準部会が平成21年全国消費実態調査の個票データを用いて実施した検証
平成25年報告書	平成25年検証の結果をまとめた平成25年1月の「生活保護基準部会報告書」
平成29年検証	基準部会が平成28年5月から平成29年12月までの間に実施した検証
平成25年告示	平成25年厚生労働省告示第174号
平成26年告示	平成26年厚生労働省告示第136号
平成27年告示	平成27年厚生労働省告示第227号
本件各告示	平成25年告示、平成26年告示及び平成27年告示
本件改定	本件各告示による保護基準の改定
本件各決定	1審原告ら（ただし、1審原告（控訴人）らについてはその各夫）が、それぞれ所轄の福祉事務所長らから受けた、本件改定に基づいて生活扶助の支給額を減額する旨の保護変更決定
ゆがみ調整	本件改定のうち、社会保障審議会（厚生労働大臣の諮問機関）に設置された生活保護基準部会の検証結果に基づき、第1・十分位の消費実態と生活扶助基準の年齢、世帯人員、居住地域別の較差を是正した調整
2分の1処理	厚生労働大臣が、ゆがみ調整をするに当たり、平成25年報告書に記載された生活扶助相当支出額の指数ではなく、これと平成25年報告書に記載された生活扶助基準額の指数を合計して2で除した数値を用いて改定率を算出して実施した処理
総務省CPI	総務省統計局が公表している消費者物価指数
生活扶助相当CPI	生活扶助による支出が想定される品目を対象として本件改定のために算定された消費者物価指数
デフレ調整	本件改定のうち、平成20年から平成23年までの生活扶助相当CPIの下落率により生活扶助基準を調整した部分
社会権規約	経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）
朝日訴訟最高裁判決	最高裁判所昭和42年5月24日大法廷判決・民集21巻5号1043頁
堀木訴訟最高裁判決	最高裁判所昭和57年7月7日大法廷判決・民集36巻7号1235頁
老齢加算東京訴訟最高裁判決	最高裁判所平成24年2月28日第三小法廷判決・民集66巻3号1240頁

老齡加算福岡訴訟最高裁判決	最高裁判所平成24年4月2日第二小法廷判決・民集66巻6号2367頁
老齡加算訴訟最高裁判決	老齡加算東京訴訟最高裁判決及び老齡加算福岡訴訟最高裁判決
呉市公立学校施設使用不許可訴訟最高裁判決	最高裁判所平成18年2月7日第三小法廷判決・民集60巻2号401頁